

第5章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

公的年金制度は、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備えるための制度であり、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなく世代間扶養である賦課方式を基本とした仕組みで運営されている。賃金や物価の変化を年金額に反映させながら、生涯にわたって年金が支給される制度として設計されており、必要なときに給付を受けることができる保険として機能している。

直近の公的年金制度の適用状況に関しては、被保険者数は全体で6,762万人^{*1}（2019（令和元）年度末）であり、全人口の約半数にあたる。被保険者の種別ごとに見てみると、いわゆるサラリーマンや公務員等である第2号被保険者等^{*2}が4,488万人^{*1}（2019年度末）と全体の約65%を占めており、自営業者や学生、厚生年金が適用されていない被用者等である第1号被保険者が1,453万人、いわゆる専業主婦（夫）等である第3号被保険者は820万人（2019年度末）となっている。被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者等は対前年比60万人増で、近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者はそれぞれ対前年比18万人、26万人減で、近年減少傾向にある。これらの要因として、後述する被用者保険の適用拡大や厚生年金の加入促進策の実施、高齢者等の就労促進などが考えられる。

また、公的年金制度の給付の状況としては、全人口の約3割にあたる4,040万人（2019年度末）が公的年金の受給権を有している。高齢者世帯に関してみれば、その収入の約6割を公的年金等が占めるとともに、約5割の世帯が公的年金等による収入だけで生活しており、年金給付が国民の老後生活の基本を支えるものとしての役割を担っていることがわかる。

公的年金制度については、2004（平成16）年の年金制度改革により、中長期的に持続可能な運営を図るための財政フレームワークが導入された。具体的には、基礎年金国庫負担割合の引上げと積立金の活用により保険料の段階的な引上げ幅を極力抑えた上で、保険料の上限を固定し、その保険料収入の範囲内で年金給付をまかなくことができるよう、給付水準について、前年度よりも年金の名目額を下げずに賃金・物価上昇の範囲内で自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入された。

保険料の段階的な引上げについては、国民年金の保険料は2017（平成29）年4月に、厚生年金（第1号厚生年金被保険者）の保険料率は2017年9月に、それぞれ完了した。これにより、消費税率の引上げ（5%→8%）による財源を充当した基礎年金国庫負担率の2分の1への引上げとあわせ、収入面では、公的年金制度の財政フレームは完成をみた。一方、給付面では、マクロ経済スライドについて、前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持しつつ、未調整分を翌年度以降に繰り越して調整するように、調整ルールの見直しが行われている^{*3}。

2021（令和3）年度の保険料水準は、厚生年金保険料率が18.3%、国民年金保険料が16,610円となっている。一方、同年度の給付水準は、厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎

*1 被保険者数について、公的年金全体及び第2号被保険者等の数は速報値である。

*2 65歳以上70歳未満の厚生年金被保険者を含む。

*3 第1節1（2）2 ①マクロ経済スライドによる調整ルールの見直しを参照。

年金を含む標準的な年金額^{*4}) が月額220,496円、国民年金（1人分の老齢基礎年金（満額））が月額65,075円となっている。

第1節 持続可能で安心できる年金制度の運営

1 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

(1) 2019年公的年金財政検証と今後の見通し

年金制度では、少なくとも5年に1度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の見通しやスライド調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証する「財政検証」を行っている。2004（平成16）年改正以前は、給付に必要な保険料を再計算していたが（「財政再計算」と呼ぶ）、2004年改正により、保険料の上限を固定し、給付水準の自動調整を図る仕組みの下で年金財政の健全性を検証する現在の財政検証へ転換した。

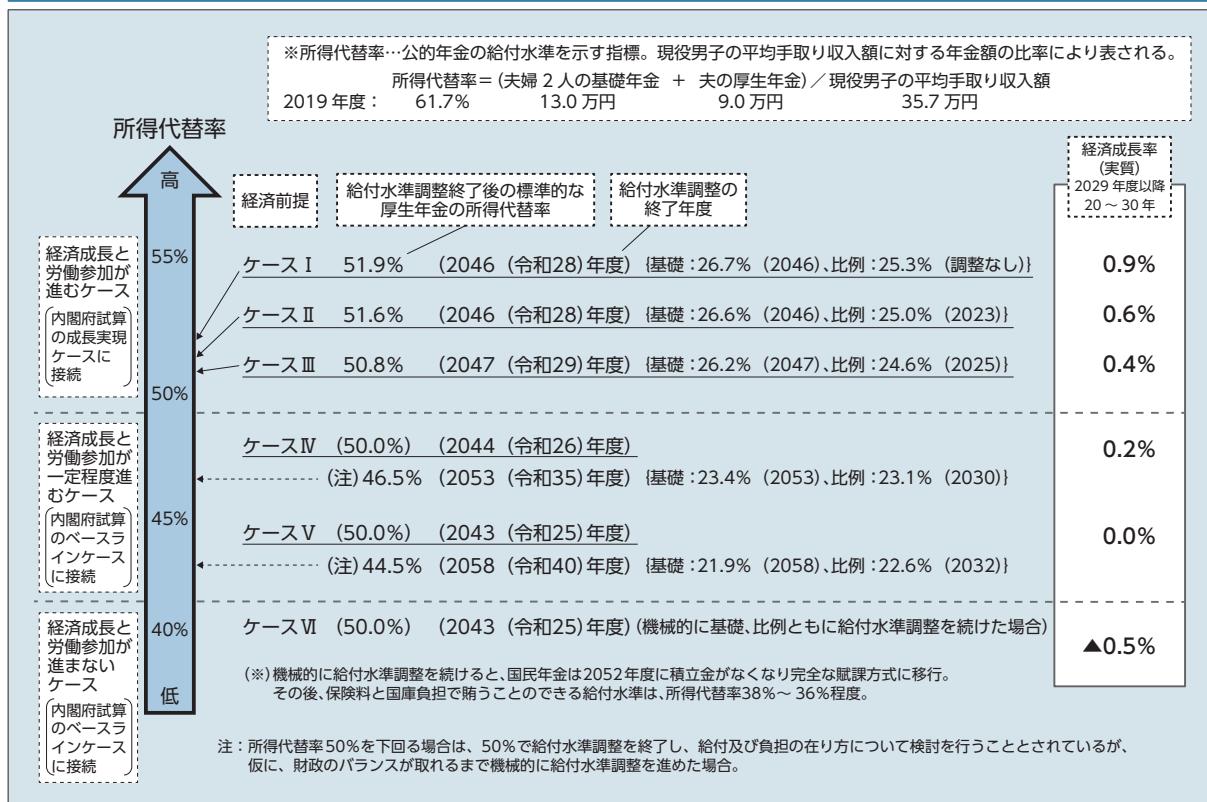
2019（令和元）年財政検証では、幅の広い6ケースの経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかということを幅広く示すことで、年金制度にとって何が重要なファクターなのか、また、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなど、様々な議論のベースを提供できる検証作業となるよう留意した。こうした財政検証の結果、経済成長と労働参加が進むケースでは、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準が確保できることが確認された（図表5-1-1）。

また、今回の財政検証とあわせて一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施した^{*5}。その結果、被用者保険の更なる適用拡大、就労期間・加入期間の延長、受給開始時期の選択肢の拡大といった制度改正を行うことが年金の給付水準を確保する上でプラスの効果を持つことが確認された。

*4 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準である。

*5 オプションの内容は以下の通り。
①被用者保険の更なる適用拡大
②保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択
③組み合わせ試算
(参考試算) 年金額改定ルールの効果

図表5-1-1

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2019(令和元)年財政検証)
—幅広い複数ケースの経済前提における見通し(人口の前提:出生中位、死亡中位)—

(2) 公的年金制度の最近の動向について

①マクロ経済スライドの意義

マクロ経済スライドは、少子高齢化が進む中で、現役世代の負担が過重なものとならないよう、保険料の上限を固定し、その限られた財源の範囲内で年金の給付水準を徐々に調整する仕組みとして導入されたものであり、賃金・物価がプラスの場合に限り、その伸びを抑制する形で年金額に反映させるものである。マクロ経済スライドによる調整をより早く終了することができれば、その分、将来年金を受給する世代(将来世代)の給付が高い水準で安定することになる。

②近年の制度改正の施行状況

①マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し(2018(平成30)年4月施行)

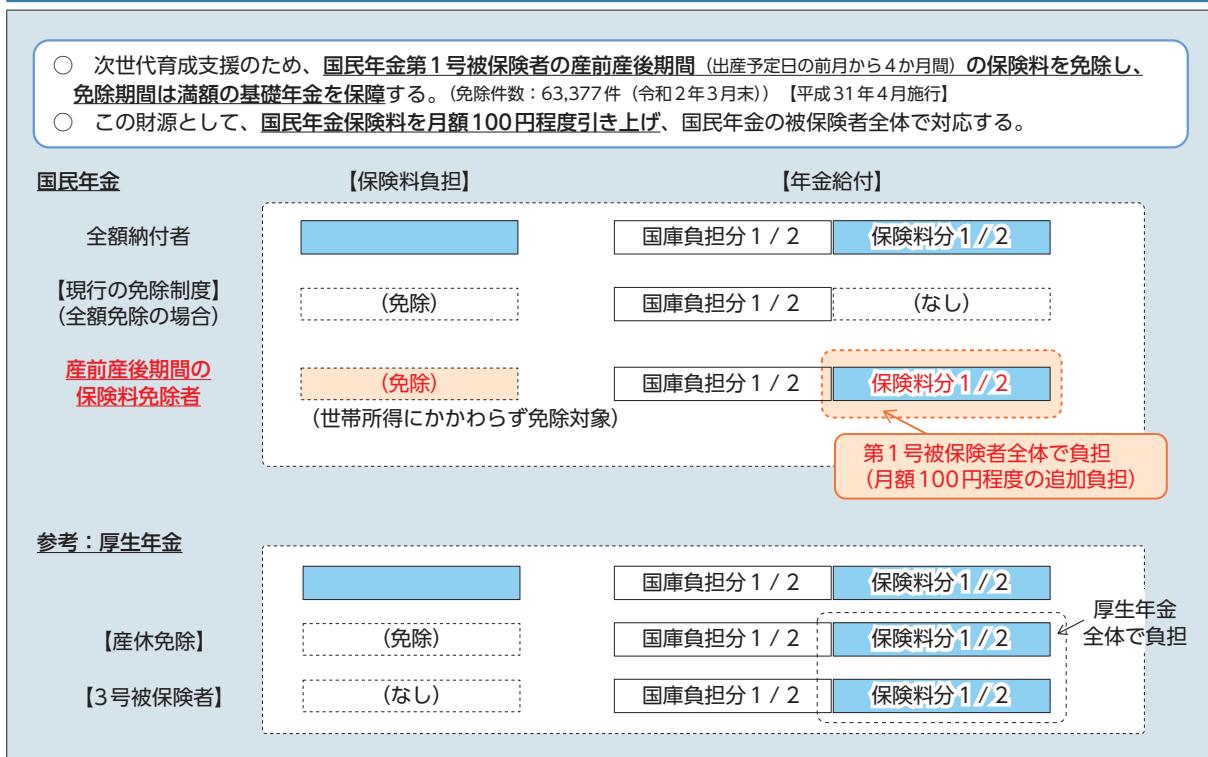
マクロ経済スライドによる調整をできるだけ早期に実施するために、現在の年金受給者に配慮する観点から、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までの未調整分(キャリーオーバー分)を含めて年金額を調整することとした。

②国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除(2019(平成31)年4月施行)

次世代育成の観点から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間(出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間)の保険料を免除することとし、免除期間については保険料を納付した場合と同額の給付を保障することとした。(免除件数: 63,377件(2020(令和2)年3月末))この費用については、国民年金第1号被保険者全体で負担し

支え合う観点から、国民年金の保険料が月額100円（2004（平成16）年度価格水準）引き上げられた（図表5-1-2）。

図表5-1-2 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除



③賃金の低下に合わせた年金額の改定ルールの見直し（2021（令和3）年4月施行）

少子高齢化が進む中で、現役世代の負担が過重なものとならないよう、現役世代の負担能力を示す賃金が変動する範囲内で年金額を改定するという基本的な考え方にして、これまで制度改正に取り組んできている。2004年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合には、物価変動ではなく賃金変動にあわせて年金額を改定するルールが導入されていたが、受給者への影響を考慮した例外的な取り扱いとして、賃金^{*6}と物価^{*7}がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価にあわせて年金額を改定し、また、賃金のみマイナスの場合には、年金額を据え置くこととしていた。しかしながら、この例外を改め、将来世代の給付水準の確保のため、賃金が物価よりも低下する場合には、賃金の低下にあわせて年金額を改定するようルールを見直した。

2021年度の年金額改定は、賃金変動率（▲0.1%）が物価変動率（0.0%）を下回ったことから、この新しいルールに基づいて、賃金変動率（▲0.1%）を用いて0.1%のマイナス改定となった。また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、2021年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分（▲0.1%）は翌年度以降に繰り越された。

*6 2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得割合変化率を乗じて得た率。

*7 前年の物価変動率。

③ 2020年改正法と今後の課題

2019年財政検証の結果を踏まえ、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、高齢期の就労と年金受給の在り方等について社会保障審議会年金部会等において議論を行い、議論の整理を取りまとめた。これらを踏まえ、被用者保険の適用拡大、受給開始時期の選択肢の拡大、在職老齢年金制度の見直し等を盛り込んだ「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下「2020年改正法」という。)が第201回通常国会において成立した(2020年5月29日に成立・同年6月5日に公布)。

①被用者保険の適用拡大

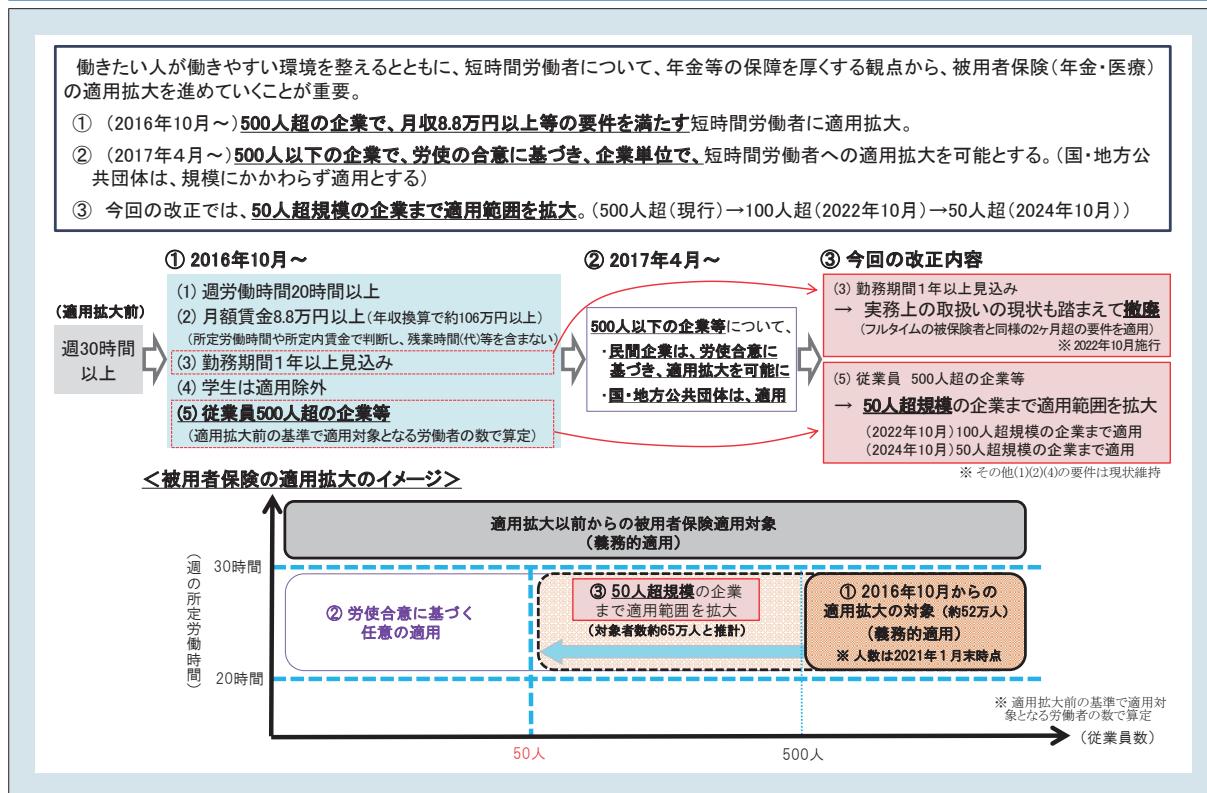
2016(平成28)年10月から、従業員数が501人以上の企業において、週に20時間以上働く等の一定の要件を満たす短時間労働者を対象に被用者保険の適用拡大が実施された。また、これに加え、適用拡大をより一層進める観点から、2017(平成29)年4月から、従業員数が500人以下の中小企業で働く短時間労働者についても、労使間での合意を前提に、企業単位で適用を可能とした。これらの改正により、2021年1月現在、501人以上の企業において約52万人が、500人以下の企業で約1万人が、新たに被用者保険の加入者となっている(図表5-1-3)。

2020年改正法においては、短時間労働者に対する被用者保険の適用について、2022(令和4)年10月に100人超規模、2024(令和6)年10月に50人超規模の企業まで適用範囲を拡大することを盛り込んだ。また、5人以上の個人事業所の適用業種に弁護士・税理士等の士業を追加することも盛り込んだ。

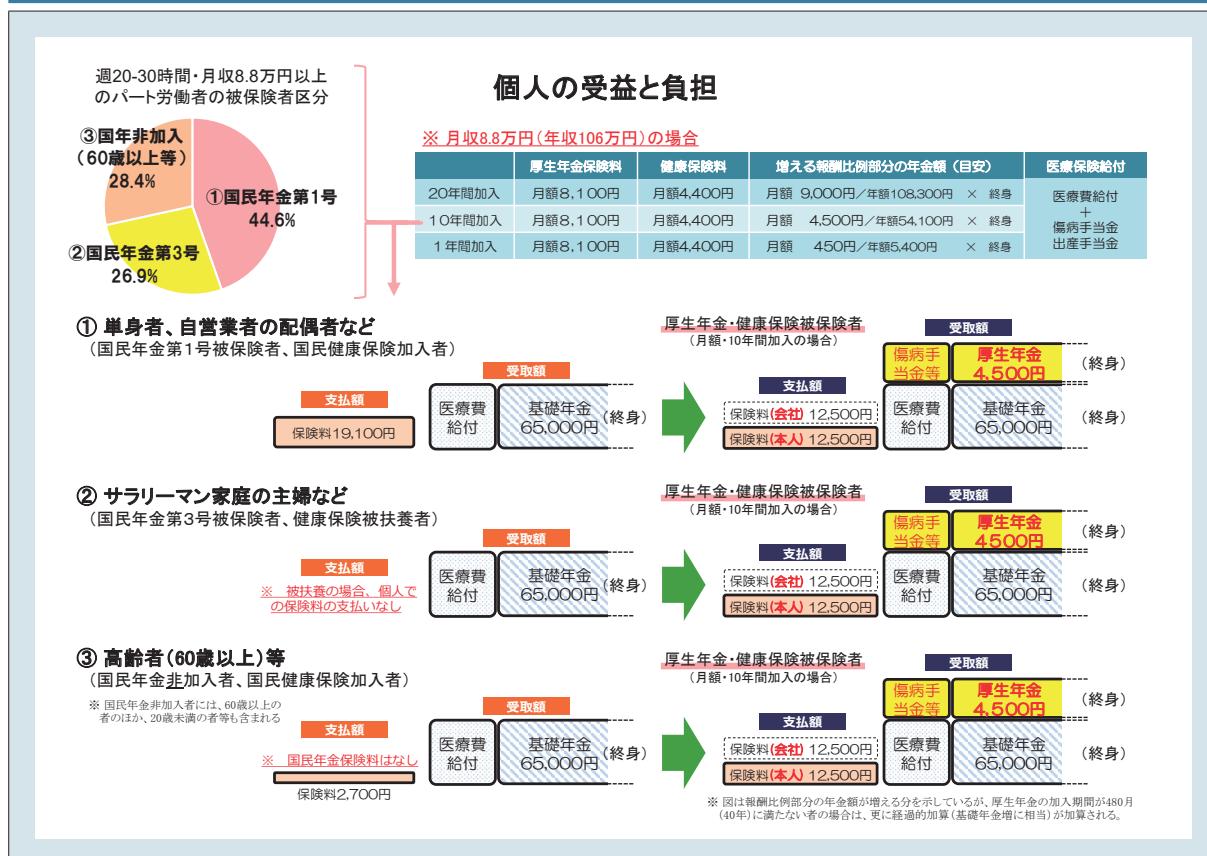
適用拡大により、国民年金第1号被保険者である短時間労働者が被用者保険加入となれば、国民年金保険料・国民健康保険料に代わり、厚生年金保険料・健康保険料を支払うこととなるが、この際、保険料の半分は事業主負担となる。国民年金保険料のような未納も生じない。また、将来、報酬比例部分の年金を受給できるようになるなど給付も充実する。また、国民年金第3号被保険者である短時間労働者(サラリーマン家庭の主婦(夫)など)が被用者保険加入となった場合には、保険料負担は新たに生じるもの、給付の充実に加えて、年収130万円の被扶養認定基準を意識せず働くことができるようになるメリットもある(図表5-1-4)。

なお、被用者保険の適用範囲については、改正法の検討規定において、次期財政検証の結果を踏まえて更に検討を行うこととされている。

図表5-1-3 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要



図表5-1-4 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の効果



②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

2020年改正法においては、在職定時改定の導入、在職老齢年金制度の見直し、年金の受給開始時期の選択肢の拡大等、を盛り込んだ。

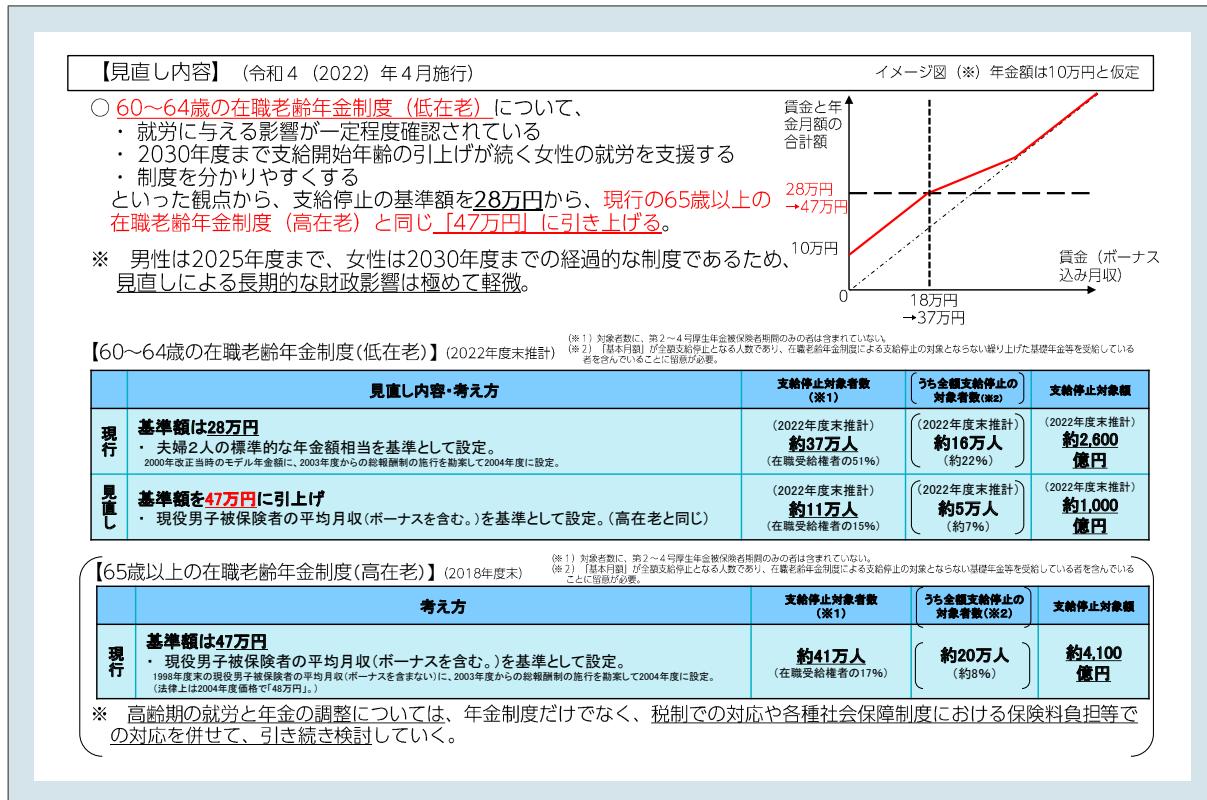
在職中の年金受給の在り方の見直しの一環として、現在は、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定しているが、就労を継続したことの効果を早期に年金額に反映して実感していただけるよう、65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月に改定する在職定時改定制度を導入する（2022年4月施行）。

また、60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）の支給停止の基準額を、現行の28万円から65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）と同じ47万円に引き上げる（2022年4月施行）（図表5-1-5）。

受給開始時期の選択肢の拡大については、現在60歳から70歳の間となっているものを、60歳から75歳の間に拡大する。なお、現在、65歳からとなっている受給開始年齢は変更しない（2022年4月施行）（図表5-1-6）。

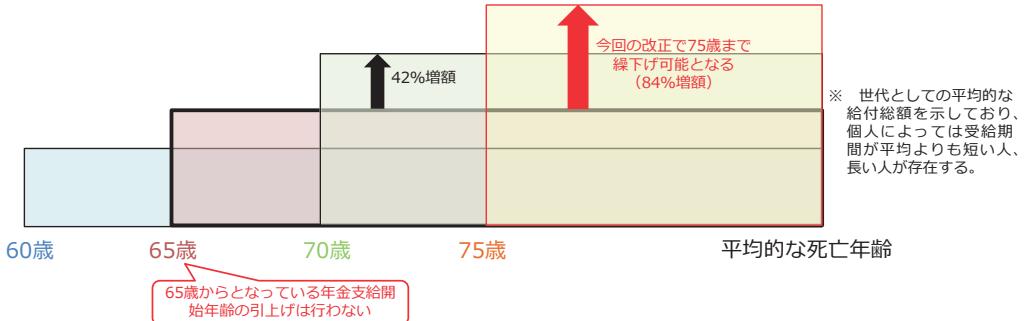
なお、今回、高在老の見直しは議論の結果見送りとなつたが、高齢期の就労と年金をめぐる調整については、「全世代型社会保障検討会議中間報告」や社会保障審議会年金部会の議論の整理において、年金制度だけで考えるのではなく、税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、今後とも検討していくべき課題であるとされている。

図表5-1-5 在職老齢年金制度の見直し



図表5-1-6 受給開始時期（繰上げ・繰下げ受給制度）の選択肢の拡大について

- 現在、公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）には、年金月額は減額（最大30%減額）となる一方、65歳より後に受給を開始した場合（繰下げ受給）には、年金月額は増額（最大42%増額）となる。
 - 今回の改正で、この受給開始時期の上限を、70歳から75歳に引き上げる。75歳から受給を開始した場合には、年金月額は84%増額となる。（令和4年4月施行）
- ※ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
 ※ 繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。
 ※ 改正後の繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



（参考）繰上げ・繰下げによる減額率・増額率

減額率・増額率は請求時点（月単位）に応じて計算される。

・繰上げ減額率 = $0.5\% \times \text{繰り上げた月数}$ (60歳～64歳) ※繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.4%に改正予定。

・繰下げ増額率 = $0.7\% \times \text{繰り下げた月数}$ (66歳～75歳)

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額率・増額率 (改正後)	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

③今後の課題

2020年改正法の検討規定や附帯決議には、今後の課題として、被用者保険の更なる適用拡大や、公的年金の所得再分配機能の強化等が盛り込まれた。

被用者保険の適用範囲については、本来、被用者である者には被用者保険を適用することが原則であり、被用者にふさわしい保障を短時間労働者の方々にも適用し、働き方や雇用の選択を歪めない制度を構築するためにも、2024年10月に50人超の規模まで、という2020年改正法で定めたスケジュールに沿って適用拡大を進めることが必要である。このため、まずは、50人超規模までの適用拡大に中小企業が円滑に対応できるよう、中小企業の生産性向上に向けた支援、被用者保険の適用拡大に向けた周知や企業への専門家派遣等の支援等の施策を通じて円滑な施行に向けた環境整備に努めた上で、更なる適用範囲について検討を進めていく。

また、2019年の財政検証結果では、経済成長と労働参加の進むケースでは引き続き、所得代替率50%以上を確保できることが確認された一方で、厚生年金の2階部分と比較して、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間が長期化し、基礎年金部分の比率が減少していくことが示されている。基礎年金は、所得の多寡にかかわらず一定の年金額を保障する所得再分配機能を有する給付であり、この機能を将来にわたって維持することは重要である。このため、所得再分配機能の維持に向けてどのような方策が可能か、次期制度改正に向けて検討を進めていく。

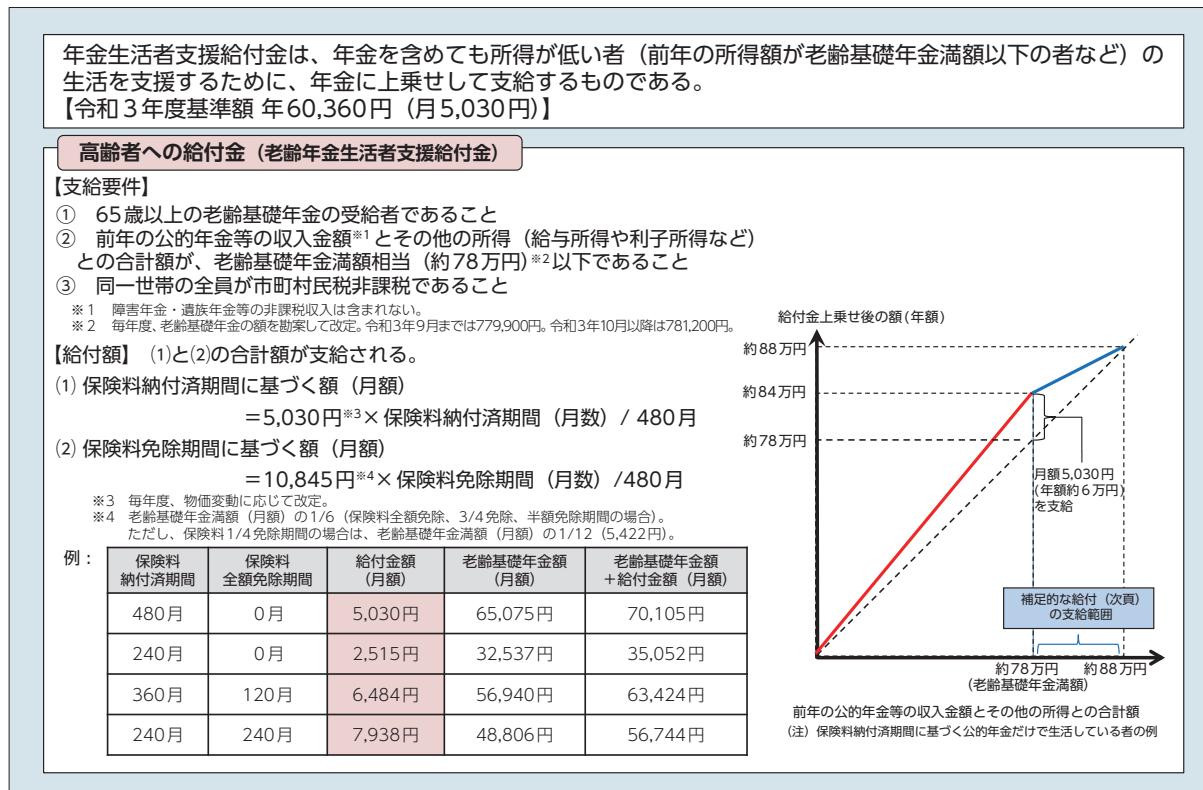
（3）年金生活者支援給付金について

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が

低い方々を支援するため、月額5千円を基準とし、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金制度」が、2019（令和元）年10月より施行された。年金生活者支援給付金は、消費税率を10%に引き上げた財源を基に支給されている（2021（令和3）年度の支給基準額は、月額5,030円）（図表5-1-7）。

給付金の支給を受けるには、本人による給付金の認定の請求手続が必要であるが、すでに給付金を受給されている方のうち引き続き支給要件に該当する方について、新たな手続を要すること無く、継続して支給を実施するとともに、2020年改正法における所得・世帯情報の取得対象者の拡大により、2020（令和2）年10月以降、新たに支給対象となる方々にはがき型の簡易な請求書を送付した。2021年度以降も、年金生活者支援給付金の認定を継続して受けた方及び基礎年金の新規裁定者や所得が減少した方等で新たに認定を受ける方に対して年金生活者支援給付金を着実に支給する。

図表5-1-7 年金生活者支援給付金について



図表5-1-7 年金生活者支援給付金について（つづき）

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- 老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円^{※5}までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
- ※5 令和3年9月までは879,900円。令和3年10月以降は881,200円。
- 補足的な給付の額は、所得の増加に応じて遞減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 ② 前年の所得^{※6}が、462万1,000円以下^{※7}であること
- ※6 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。
 ※7 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。
 令和3年10月以降は472万1,000円以下。
- 【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 ……5,030円^{※8}（月額）
 障害等級1級の者 ……6,288円^{※8}（月額）
- ※8 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- 施行日……令和元年10月1日
- 手続 ……本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- 費用 ……全額国庫負担（令和3年度予算額：5,220億円）
- 件数（令和2年3月） ……老齢給付金463.0万件、補足的老齢給付金91.5万件、障害給付金19.4万件、遺族給付金8.0万件
- その他……各給付金は非課税。

(4) 年金積立金の管理・運用

1 年金積立金の管理・運用の概要

年金積立金の運用は、「積立金が、被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行う」ことが法律で定められている。

2019（令和元）年財政検証で設定された複数の経済前提をもとに、各ケースに対応できる長期の実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）1.7%を運用目標とし、厚生労働大臣が定めた年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）の中期目標において、「長期的に年金積立金の実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保すること」を定めている。これを受け、GPIFにおいて、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき年金積立金の管理・運用を行っている。

GPIFによる年金積立金の管理・運用は、運用受託機関等（信託銀行や投資顧問会社）に委託して行うほか、国内債券等の一部の資産については自家運用により行っている。

2 年金積立金の管理・運用の考え方

GPIFが管理・運用を行う年金積立金は巨額であるため、市場に与える影響に留意しつつ、効率的な運用を行っていくことが必要である。また、概ね50年程度は取り崩す必要がない資金であるため、一時的な市場の変動に過度にとらわれる必要はなく、長期的な観点から運用収益を確保できるよう、長期目線に立った運用を行っていくことが必要である。

GPIFでは、株式や外国債券を含め、国内外の様々な資産に分散投資を行っている。株式は、短期的な価格変動リスクは債券よりも大きいものの、長期的に見た場合、債券より

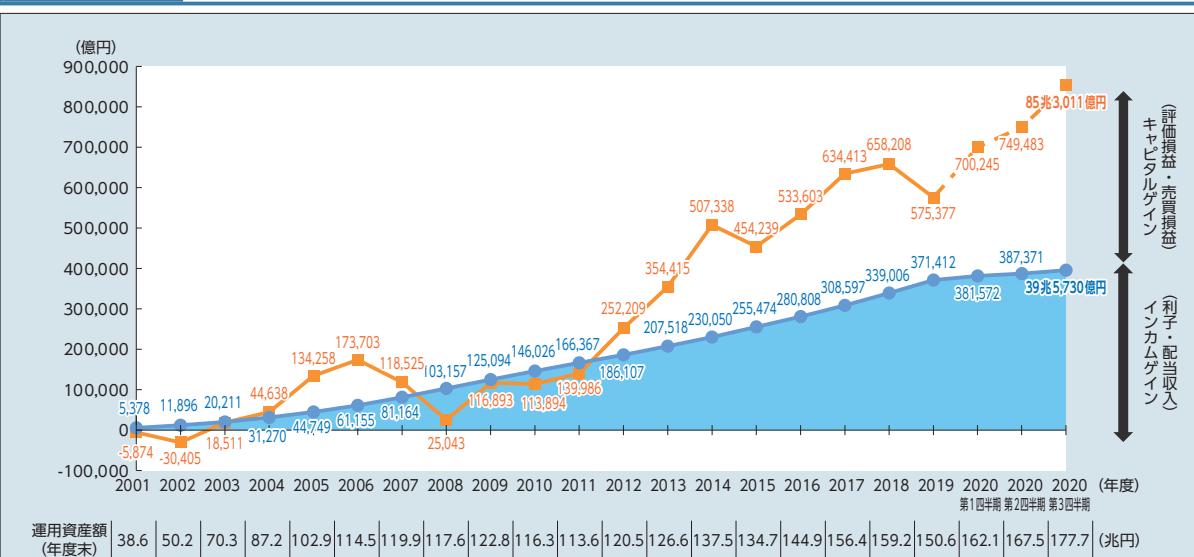
も高い収益が期待できる。株式を長期保有する意味は、国内外の企業活動やその結果としての経済成長の果実を「配当」及び保有株式の「評価益」という形で取り込むことにある。また、外国債券は、為替変動による一時的な「ぶれ」は生じるもの、長期的に見た場合、国内債券よりも高い収益が期待できる。GPIFで重視しているリスクは、「市場の一時的な変動による短期的なリスク」ではなく、「年金財政上必要とされている運用収益が得られないリスク」であり、GPIFは、分散投資を行うことにより、「リスク」を抑制しながら、年金財政上必要な運用収益の確保を目指している。

3 年金積立金の運用状況

GPIFは、年度及び四半期の運用状況を定期的に公表している。GPIFの2019年度の運用状況は、新型コロナウイルスの影響による内外株式市場の価格下落の影響から、収益率-5.20%（年率）、収益額-8兆2,831億円（年間）、運用資産額150兆6,332億円（2019年度末時点）となったが、自主運用を開始した2001（平成13）年度から2019年度までの累積では、収益率+2.58%（年率）、収益額+57兆5,377億円（うち利子・配当収入のインカムゲインは37兆1,412億円）となっている。また、実質的な運用利回りは、2001年度以降の19年間の平均で2.39%となり、運用目標（実質的な運用利回り+1.7%）を上回っている（図表5-1-8）。

なお、GPIFの2020（令和2）年度第1四半期から第3四半期までの運用状況（速報）は、内外株式市場の価格上昇の影響等から、収益率は+18.49%（期間収益率）、収益額は+27兆7,634億円（2020年4～12月）、2020年度第3四半期末時点の運用資産額は177兆7,030億円となっており、自主運用を開始した2001年度から2020年度第3四半期までの累積では、収益率は+3.37%（年率）、収益額は+85兆3,011億円（うち利子・配当収入は39兆5,730億円）となっている。

図表5-1-8 年金積立金の運用実績（2001年度（自主運用開始）以降）



（注） 1. 累積収益額は、令和元年度までの各年度の収益額に、令和2年度の第3四半期までの収益額を加えている。
2. 速報値であるため、業務概況書等において変更になる場合がある。
3. 年金特別会計で管理する積立金は含まない。

4 GPIFの取組み

2016（平成28）年の年金積立金管理運用独立行政法人法の改正に伴い、独任制から合議制への転換、「意思決定・監督」と「執行」の分離を目的として、2017（平成29）年10月、GPIFに経営委員会及び監査委員会が設置された。経営委員会は、重要事項に係る意思決定や執行部に対する監督を行っている。

また、GPIFは、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関を通じた「建設的な対話」（エンゲージメント）等によるスチュワードシップ責任を果たすための活動や、財務的要素に加えて非財務的要素であるESG^{*8}を考慮した投資に取り組んでいる。

2 企業年金・個人年金制度の最近の動向について

（1）企業年金・個人年金制度の役割

企業年金・個人年金制度は、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度であり、公的年金に上乗せして加入するものである。多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために、老後生活の基本を支える公的年金に加え、企業年金・個人年金の充実が重要である。

これらを踏まえ、企業年金・個人年金の更なる普及を図るため、今まで以上に利用しやすい確定拠出年金制度や確定給付企業年金制度の整備に向けた取組みを進めている。

（2）2020年改正法と今後の課題

公的年金の見直しの議論と併行して、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論を行い、議論の整理を取りまとめた。これらを踏まえ、2020年改正法においては、公的年金の見直しに併せて、確定拠出年金の加入可能年齢の引上げや受給開始時期の選択肢の拡大（図表5-1-9）、確定拠出年金制度における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型確定拠出年金（企業型DC）加入者の個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））加入の要件緩和（図表5-1-10）等を盛り込んだ。

2020年改正法の検討規定や附帯決議には、今後の課題として、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようとする等その充実を図る観点から、個人型DC（iDeCo）及び国民年金基金の加入の要件、個人型DC（iDeCo）に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

これを受け、引き続き社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論を行い、2021（令和3）年度税制改正においては、確定給付企業年金（DB）等の確定給付型に加入する者の確定拠出年金（DC）の拠出限度額の算定に当たって、全ての確定給付型の事業主掛金額を一律に評価してDCの拠出限度額は残りの額となっている点を改め、確定給付型ごとの事業主掛金額の実態を反映することで、公平できめ細かな算定方式に改めることが認められた（図表5-1-11）。

今後とも、公平で分かりやすい制度の実現に向けて検討を進めていく。

*8 E (Environment)、S (Social)、G (Governance)

図表5-1-9 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

- 確定拠出年金（DC）の加入可能年齢の引上げ（令和4（2022）年5月施行）
 - 企業型確定拠出年金（企業型DC）
 - 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型DCについては、現行は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができる（60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる）が、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、確定給付企業年金（DB）との整合性を図るため、**厚生年金被保険者（70歳未満）であれば加入者**とすることができるようとする。
 - 個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））
 - 老後のための資産形成を支援するiDeCoについては、現行は国民年金被保険者（第1・2・3号）の資格を有していることに加えて60歳未満という要件があるが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、**国民年金被保険者（※）であれば加入可能**とする。
 - （※）国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。
- 受給開始時期等の選択肢の拡大
 - 確定拠出年金（企業型DC・個人型DC（iDeCo））（令和4（2022）年4月施行）
 - DCについては、現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できるが、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、**上限年齢を75歳に引き上げる**。
 - 確定給付企業年金（DB）（公布日施行）
 - DBについては、一般的な定年年齢を踏まえ、現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できるが、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、**支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する**。

【DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大】

<企業型DC>

現行は65歳未満が拠出可（65歳→70歳）



<個人型DC（iDeCo）>

現行は60歳未満が拠出可（60歳→65歳）

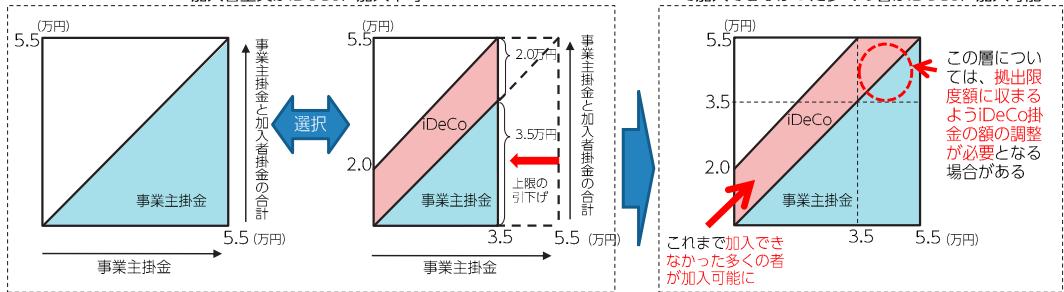


図表5-1-10 確定拠出年金の制度面・手続面の改善

- 中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大（公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日に施行）
 - 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛け金納付制度（iDeCoプラス）」について、制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大する。
- 企業型DC加入者の個人型DC（iDeCo）加入の要件緩和（令和4（2022）年10月施行）【下図参照】
 - 企業型DC加入者のうちiDeCo（月額2.0万円以内）に加入できるのは、拠出限度額（DC全体で月額5.5万円以内）の管理を簡便に行うため、現行はiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあつて事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。ほとんど活用されていない現状にあることから、掛金の合算管理の仕組みを構築することで（※）、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、**全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo（月額2.0万円以内）に加入できる**ように改善を図る。
 - （※）事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金運営会との情報連携で対応する。また、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトで表示する。
- その他の改善
 - 企業型DCの規約変更、企業型DCにおけるマッチング拠出とiDeCo加入の選択、DCの脱退一時金の受給、制度間の年金資産の移換、DCの運営管理機関の登録などについて、手続の改善を図る。

<現行>iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、
加入者全員がDeCoに加入不可

<見直し内容>規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がDeCoに加入可能



※ 企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

図表5-1-11 企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額

○2022（令和4）年10月以降

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金等）に加入する場合
企業型DCの事業主掛金額（月額）	5.5万円	2.75万円
個人型DC（iDeCo）の掛金額（月額）	5.5万円－企業型DCの事業主掛金額（ただし、2万円を上限）	2.75万円－企業型DCの事業主掛金額（ただし、1.2万円を上限）

↓

○DC拠出限度額に確定給付型の事業主掛金額を反映後

企業型DCの事業主掛金額（月額）	5.5万円－確定給付型の事業主掛金額（※1） (経過措置あり（※2))
個人型DC（iDeCo）の掛金額（月額）	5.5万円－（企業型DCの事業主掛金額+確定給付型の事業主掛金額） (ただし、2万円を上限)

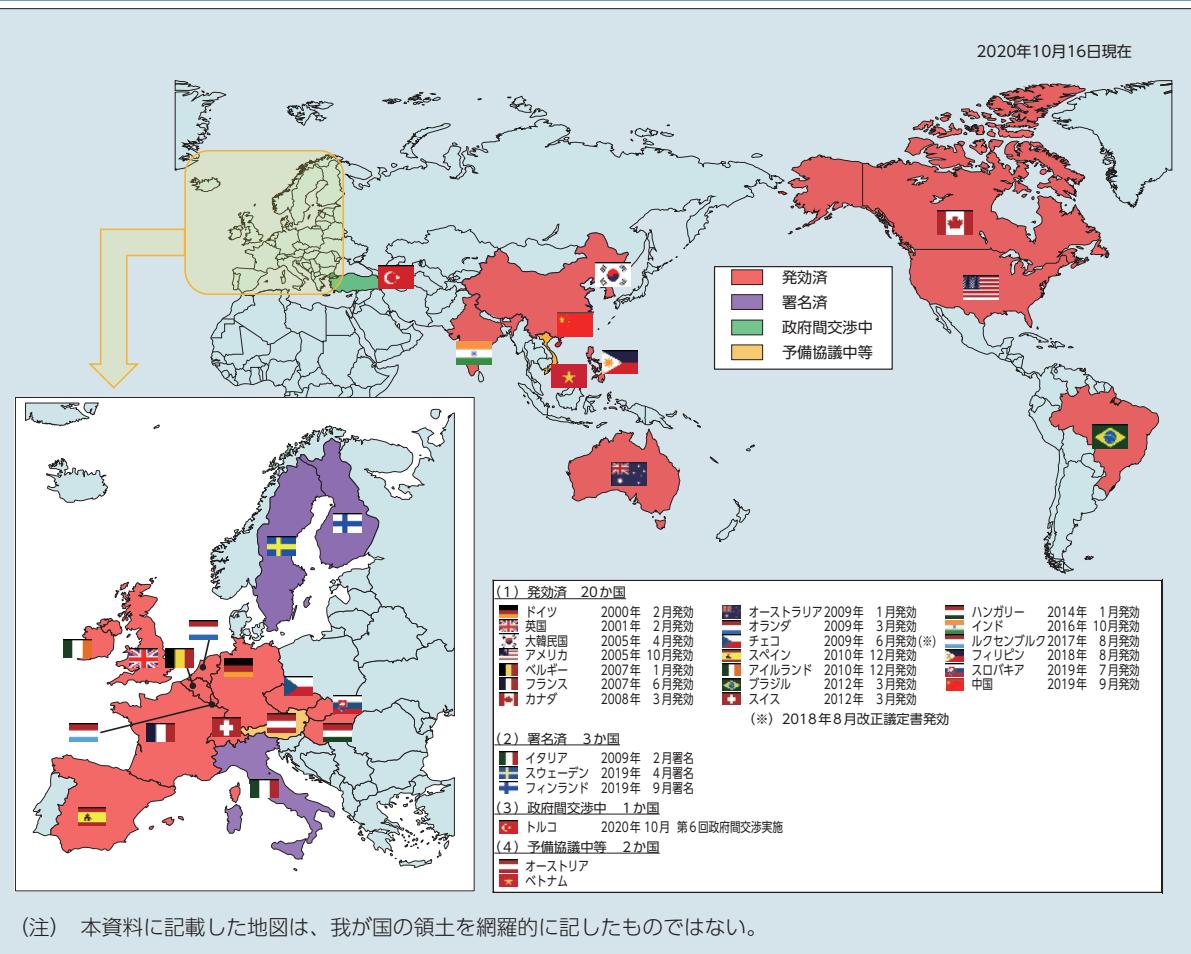
※1 確定給付型の事業主掛金額は、確定給付型ごとにその給付水準からDCと比較可能な形で評価したもの（仮想掛金額）で、複数の確定給付型に加入している場合は合算。確定給付型には、公務員の年金払い退職給付を含む。

※2 施行日の時点で、企業型DCと確定給付型を併せて実施している事業主については、「5.5万円－確定給付型の事業主掛金額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とし、施行日前の既存規約に基づいた従前の掛金拠出が可能。ただし、施行日以後、確定給付型・企業型DCの設計を見直した場合は、新たな拠出限度額を適用。【経過措置】

3 國際化への対応

海外在留邦人等が日本と外国の年金制度等に加入し保険料を二重に負担することを防ぎ、また、両国での年金制度の加入期間を通算できるようにすることを目的として、外国との間で社会保障協定の締結を進めている。2000（平成12）年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、2019（令和元）年9月の中国との間の協定に至るまで、現在、20か国との間で協定が発効している。また、現在、スウェーデン、フィンランド等と協定の発効に向けた準備を進めるとともに、トルコ、オーストリア及びベトナムとの間で協定に関する交渉又は協議を行っている。（図表5-1-12）。

図表5-1-12 社会保障協定の締結状況



我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、その相手国における在留邦人や進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額などの状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国とその相手国との二国間関係や社会保障制度の違いなどの様々な点を総合的に考慮した上で、優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。今後とも、政府として、社会保障協定の締結に向けた取組みを一層推進していくこととしている。

第2節 公的年金の正確な業務運営

1 日本年金機構について

2010（平成22）年1月1日、旧社会保険庁が廃止され、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立された。

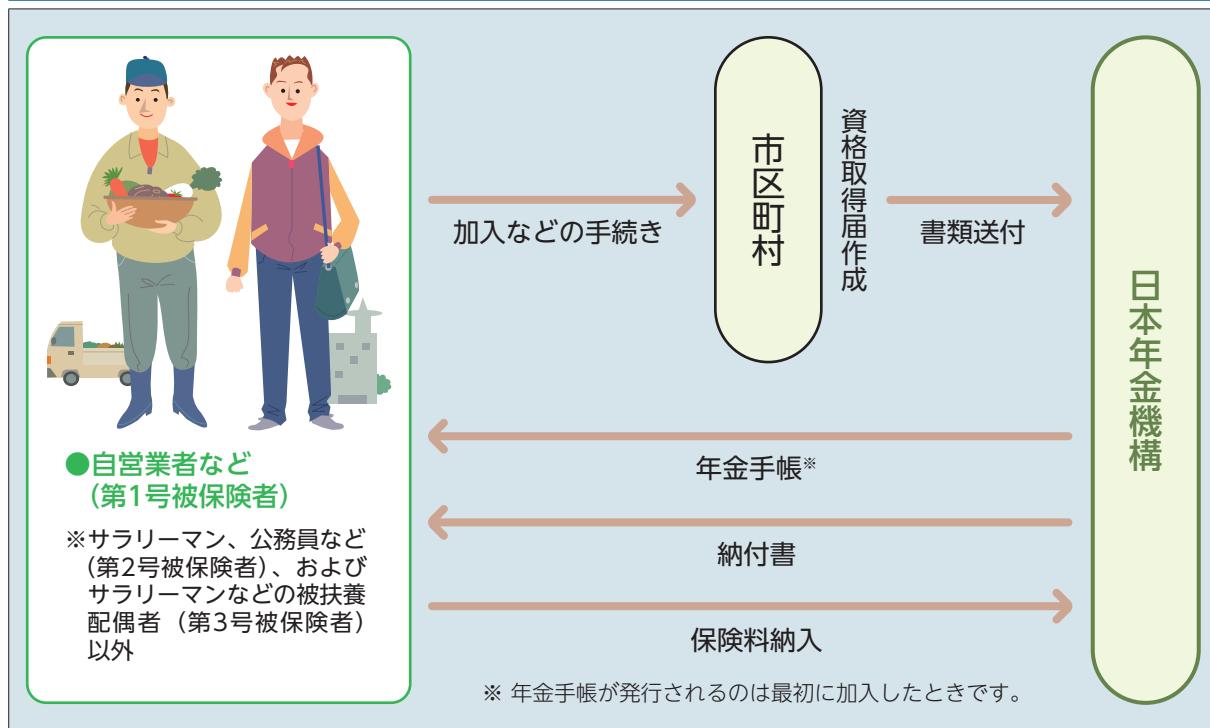
日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、国と密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とし、厚生労働省が定めた中期目標や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行って

きた。2019（令和元）年度からは、第3期中期目標（対象期間：2019（平成31）年4月1日から2024（令和6）年3月31日までの5年間）及び中期計画に基づいて業務を実施している。

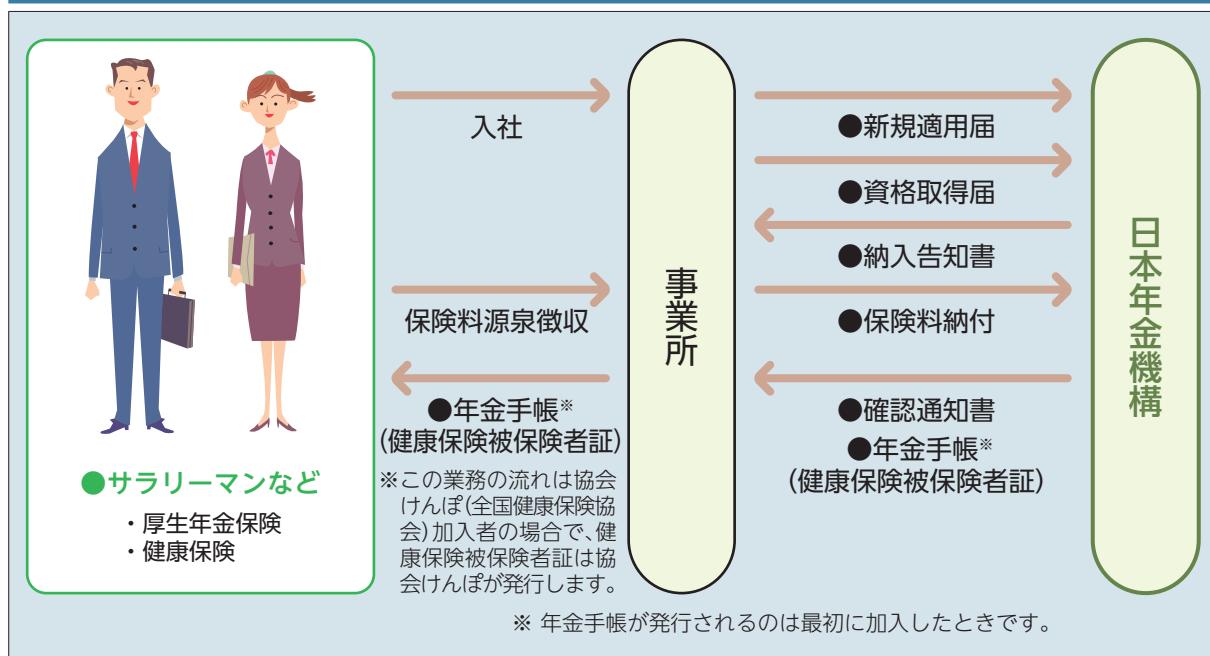
2 日本年金機構の取組み

日本年金機構においては、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金記録の管理、年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行するとともに、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている（**図表5-2-1**、**図表5-2-2**）。

図表5-2-1 国民年金の加入・徴収業務の流れ



図表5-2-2 厚生年金保険・健康保険の加入・徴収業務の流れ



(1) 公的年金事業における新型コロナウイルス感染症への対応

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、以下の特例措置を講じた。

- ・国民年金保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年2月以降に一定程度収入が低下し、当年中の所得の見込が保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方について、免除等を適用。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している等の場合に、事業主からの申請により、厚生年金保険料等の納付を、無担保かつ延滞金なしで1年間猶予（2021（令和3）年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象）。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、報酬が著しく低下した方などの厚生年金保険料等について、申請により報酬低下の翌月から標準報酬月額の減額改定を実施。

(2) 国民年金の保険料納付率向上と厚生年金の適用促進

国民年金保険料の納付対策については、これまで納付督励や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進等による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。納付率は、2013（平成25）年度における最終納付率（2011（平成23）年度分保険料）以降は上昇傾向にあり、2019（令和元）年度における最終納付率（2017（平成29）年度分保険料）は、前年度から1.7ポイント増の76.3%^{*9}となった。

近年では、納付率の更なる向上を図るため、年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて定期的に納付書、催告状等の送付を行うとともに、控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の全ての滞納者に対する督促の実施（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差押等の手続に入る。）について、2018（平成30）年度から取り組んでいるほか、悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図っている^{*10}。

厚生年金保険の適用促進については、2020（令和2）年度から4年間で集中的に取り組んでおり、法務省からの法人登記情報の提供に加え、国税庁から提供されている法人の源泉徴収義務者情報や雇用保険情報を活用し適用すべき事業所を把握し、従業員規模に応じて、効率的・効果的な加入指導を実施している。また、地方自治体等が行う新規営業許可申請時等に社会保険の加入状況を確認し、仮に本来加入すべき事業所が加入していない場合には、その情報提供に基づき加入勧奨を行っている。

(3) 年金給付や年金相談業務の改善

年金の給付については、年金請求書を受けつけてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして定め、達成率90%以上を維持するよう取り組んでいる。このほか、年金受給にできる限り結びつけていくための取組みとして、受

*9 国民年金保険料は過去2年分の納付が可能であり、上記の数値は2017年度分保険料の過年度に納付されたものを加えた納付率（最終納付率）。

*10 滞納処分や国税庁への強制徴収委任については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、(1)の対応を優先して実施するため、一時停止する等の措置を講じた。

給者の申請忘れ・申請漏れを防止するため、年金支給年齢に到達する直前に、年金請求書を本人宛に送付することや、69歳到達時に受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促すためのお知らせを送付すること等を行っている。また、年金給付の正確性の確保を推進するため、2020（令和2）年4月より、年金決定時チェックを実施し、事務処理誤りの予防・早期対応を図っている。

年金相談については、年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間の確保を図るため、毎週月曜日の受付時間延長、毎月第2土曜日の開所とともに、全ての年金事務所における予約制の実施、混雑時の相談ブースの増設や年金相談職員の配置等の対策に取り組んでいる。

お客様の声を反映させる取組みとして、各年金事務所への「ご意見箱」の設置、ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」コーナーの設置、「お客様満足度アンケート調査」等の実施など、お客様目線に立った業務改善に向けた取組みを行っている。

また、日本年金機構の毎年度の事業実績、お客様サービス向上の取組み、予算・決算などの情報をわかりやすくお客様に提供するため、毎年、年次報告書（アニュアルレポート）を作成している。

（4）デジタル化への対応等

① 年金手続における申請のオンライン化への対応

社会保険関係の手続きは、紙媒体やCD・DVDによる電子媒体による申請の他、電子申請が可能となっており、2020（令和2）年4月からは、GビズID^{*11}を活用したID・パスワード方式による電子申請を新たに開始した。また、同月以降、資本金1億円を超える大法人等については、報酬月額算定基礎届等の電子申請が義務化された。

電子申請は、年金事務所等へ来所いただく必要がなく、24時間いつでもどこからでも手続きが可能である。特に、厚生年金保険の適用事業所が行う手続については、紙や電子媒体による申請よりも処理が早いなどのメリットもあることから、主要な手続における^{*12}電子申請の利用割合が30.6%（2019（令和元）年度末）から49.6%（2020年度末）に大幅に増加している。

また、公的年金事業においては、2020年12月末以降、国民や事業主等に対して押印又は署名を求めていた年金関係手続について、原則として押印又は署名を不要としたほか、更なる電子申請利用促進に取り組んでおり、利用方法を紹介する動画やパンフレットの作成など利用環境の改善を図るとともに、電子申請を利用していない事業所に対して、操作説明などのサポートも含めた集中的な利用勧奨を実施している。今後も、マイナポータル等も活用し、電子申請の推進に取り組んでいく。

② マイナンバー制度への対応

日本年金機構におけるマイナンバー制度への対応については、2017（平成29）年1月から相談・照会業務におけるマイナンバーの利用、2018（平成30）年3月からマイナンバーによる各種届書の提出などが実施されている。

*11 経済産業省が提供する、事業者が1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム

*12 健康保険・厚生年金保険被保険者に係る資格取得届、資格喪失届、報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届、賞与支払届並びに健康保険被扶養者異動届並びに国民年金第3号被保険者関係届の7手続

マイナンバーを活用した年金関係の情報連携については、日本年金機構から地方公共団体等への情報照会は、2019年7月から順次本格運用へ移行している。また、地方公共団体等から日本年金機構への情報照会は、2019年10月から順次本格運用へ移行している。

年金関係の情報連携の本格運用が開始された場合には、年金関係の手続を行う際の課税証明書等の添付や各種手当の申請を地方公共団体等に行う場合の年金関係書類の添付が不要となり、国民の負担が軽減するとともに、行政機関の事務の効率化が図られる。

③ 情報セキュリティ対策の推進

厚生労働省及び日本年金機構においては、2015（平成27）年5月に発生した、日本年金機構における外部からの不正アクセスによる情報流出事案における反省を踏まえ、情報セキュリティ対策の強化等、国民の重要な年金個人情報を安全かつ適切に取り扱うための取組みを進めてきたところである。

デジタル化への対応等にあたり、これまでに講じた情報セキュリティ対策の維持・徹底を図った上で、外部からの攻撃手法の多様化かつ巧妙化など、外部の環境変化や情報技術の進展に応じた情報セキュリティ対策の更なる強化等、必要な見直しを継続的に行っていくこととしている。

（5）ねんきんネットとねんきん定期便について

① 「ねんきんネット」の機能改善と利用促進

2011（平成23）年2月から、日本年金機構において、ご自身の年金記録などをパソコンやスマートフォンで24時間いつでも手軽に確認できる「ねんきんネット」のサービスを提供している。

「ねんきんネット」では、お客様サービスの向上を図るため様々な機能を提供しており、現在と今後の働き方や収入、期間等の条件を設定した場合の年金見込額の試算や、電子版の通知書の閲覧、原本が必要な場合における通知書の再交付申請などを行うことができる。

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンから日本年金機構のウェブサイトにアクセスし、登録を行うことで利用が可能となり、ユーザID取得者数は、2021（令和3）年3月末現在、666万人となっている。

また、2018（平成30）年10月から、マイナポータルとの属性連携を開始したことにより、マイナンバーカードがあれば、「ねんきんネット」に登録していなくとも、マイナポータルからアクセス可能となっており、リーフレット等を活用してマイナポータルとの連携に関する周知を行っている。

② 「ねんきん定期便」の見直しについて

国民年金・厚生年金保険の全ての現役加入者に毎年誕生月に送付する「ねんきん定期便」について、記載内容を見やすく分かりやすくし、公的年金制度のポイントを周知するため、2019（平成31）年4月から以下の見直しを行っている。

- ・文字を減らして大きくし、イメージ図を活用して、見やすく改善
- ・年金の受給開始時期は、60～70歳の間で選択できることを明記

- ・年金の受給開始時期を70歳まで遅らせた場合、65歳と比較して年金額が最大42%増加することがわかるイメージ図を表示
 - ・節目年齢（35歳、45歳、59歳）に送付する封書の「ねんきん定期便」には、新たに繰り下げ受給のメリット等を分かりやすく説明したリーフレットを追加
- また、2020年度においては、50歳以上の「ねんきん定期便」について、受給開始年齢を70歳まで繰り下げた場合のイメージ図に年金見込額を追加し、50歳未満の「ねんきん定期便」について、今年までの「加入実績に応じた年金額」に加え、前年までの「加入実績に応じた年金額」を表示するなどの見直しを行っている。

3 年金記録問題への取組みとご自身による年金記録確認の推進

年金記録問題については、2007（平成19）年7月に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で決定した「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を踏まえ、日本年金機構と密接に連携しながら、様々な取組みを進めてきた。

その結果、ご本人に記録を確認していただく「ねんきん特別便」等の送付により、約5,095万件の未統合記録について、約3,301万件（2021（令和3）年3月現在）の記録が解明された。

また、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第64号）において、年金記録が誤っている場合の訂正請求手続の創設、事務処理誤りにより保険料納付ができなかった者についての事後的救済手続の創設等が行われた。

（1）未解明記録の解明のための取組み

未解明記録の解明に向けた取組みとして、2018（平成30）年から「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者に対し、再度「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付するとともに、「ねんきん定期便」などを利用し「もれ」や「誤り」がないかどうか記録確認の呼びかけなどの取組みを引き続き行っている。

（2）ご自身による年金記録確認の推進

年金記録を正確に管理するためには、ご本人自身にも確認いただき、なるべく早い時点で記録の「もれ」や「誤り」を申し出ていただくことも重要である。

そのため、毎年誕生月に送付している「ねんきん定期便」では、年金加入期間、年金見込額、保険料納付額のほか、最近の月別状況として直近1年間の国民年金の納付状況や厚生年金保険の標準報酬月額等をお知らせしている。また、節目年齢の方には封書形式で全ての加入記録をお知らせし、ご本人に年金記録をチェックしていただいている。一方、「ねんきんネット」では、ご自身の年金記録の「もれ」や「誤り」を見つけやすいよう、年金に加入していない期間や標準報酬月額の大きな変動など、確認すべきポイントについてわかりやすく表示している（**図表5-2-3**）。

図表5-2-3 「ねんきんネット」のイメージ図

■画面イメージ

① 各月の年金記録

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	20歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年						
平成26年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年						
平成27年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年						
平成28年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年						
平成29年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年						
平成30年度	25歳	厚年	厚年										

② 国民年金加入記録

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	25歳	/											
平成29年度	24歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成28年度	23歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成27年度	22歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成26年度	21歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付						
平成25年度	20歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付						

③ 厚生年金保険加入記録

お勤め先の名前: ○○株式会社 ～選択～		標準報酬月額・標準賞与額
標準報酬月額・標準賞与額	標準報酬月額・標準賞与額	標準報酬月額・標準賞与額
平成27年 4月	基金加入	190,000円
平成27年 7月	...	賞与 105,000円
平成27年 9月	基金加入	200,000円

確認できる記録

- ①各月の年金記録（全ての加入期間について、月別にどの制度に加入していたかを一目で確認）
○国民年金加入記録、厚生年金保険加入記録、船員保険加入記録、共済年金加入記録 等
- ②国民年金加入記録（国民年金の詳細な記録を確認）
○国民年金の加入月数 ○各月の納付状況
○免除制度、学生納付特例制度、納付猶予制度など、追納可能な月数と金額 等
- ③厚生年金保険加入記録（厚生年金の詳細な記録を確認）
○厚生年金の加入月数 ○資格取得・喪失年月日 ○お勤め先の名称 ○標準報酬月額・標準賞与額 等

(3) 年金記録の訂正手続

年金記録の訂正請求がされた場合には、厚生労働省（地方厚生（支）局長）は、様々な関連資料や周辺事情を収集・調査し、最終的に、国民の立場に立って、公平・公正な判断を行う地方審議会の審議結果に基づき、訂正・不訂正等の決定を行う。地方厚生（支）局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことや決定の取消を求める訴訟を提起することが可能である。

2021（令和3）年2月末時点での年金事務所が受けつけた訂正請求の件数は、制度発足以来累計で約3万1千件となっている。受けつけた件数のうち、約2万9千件の処理が完了しており、約2万2千件の年金記録が訂正されている。

第3節 年金広報の取組みについて

公的年金制度の意義や役割、年金財政、各種手続等についての理解促進を図っていくため、様々な機会や媒体を活用し、情報の受け手の属性やライフスタイル等に応じ、一体的な情報発信を行うことで周知・広報の強化に努めている。また、多様な生き方、働き方に対応するとともに、高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給のあり方や年金記録の確認等について国民の目線に立った分かりやすい情報提供による周知が求められている。

年金局においては、年金広報について技術的な助言を得ることを目的として有識者等か

らなる年金広報検討会を開催（2020（令和2）年度は5回開催）しており、年金広報事業について取り組みを進めている。

1 社会保険適用拡大に関する広報について

2020（令和2）年改正法における社会保険の適用拡大の施行に際しては社会保険加入のメリット、増える将来の年金額や手取り維持に必要な労働時間などを従業員個々人に丁寧に説明することが重要となる。中小企業が対応方針の立案や従業員への丁寧な説明を十分に行えるようにすることを目的として、2021（令和3）年2月に社会保険適用拡大特設ホームページを開設し、その中で事業主向け・従業員向けのチラシ・ガイドブック・解説動画などを掲載するなど積極的にわかりやすい資料等を通じた情報発信を行っている^{*13}。



制度改正に関する広報物

2 年金エッセイの募集、年金広報コンテスト

日本年金機構において2010（平成22）年度より、公的年金制度の普及・啓発活動の一環として、公的年金をテーマにエッセイを募集し、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞等の作品を選定している。

また、厚生労働省では、次世代を担う若い世代の方々と一緒に年金について考えることを目的として、2019（令和元）年度に初めて「令和の年金広報コンテスト」を実施した。2020（令和2）年度には、第2回「令和の年金広報コンテスト」を実施し、①ポスター部門、②動画部門の2部門について、それぞれ最優秀賞として厚生労働大臣賞を授与した。



第2回「令和の年金広報コンテスト」
ポスター部門 厚生労働大臣賞受賞作品

3 年金教育教材の開発や学生との年金対話集会等の開催

厚生労働省では、より若いうちから年金制度を認識してもらうことを目的として、小学生向け年金教育図書（年金漫画）^{*14}や若年者を対象とした年金教育動画^{*15}により、関心の持ちやすい形式による広報に取り組んでいる。

また、学生と厚生労働省職員が年金について語り合うことを通して、学生に年金について考えていただくとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政に活かしていくことを趣旨として年金対話集会を開催している。2020（令和2）年度は全国9の大学において開催した（対面開催1回。オンライン開催8回。）。

*13 社会保険適用拡大特設ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

*14 「年金のひみつ」学研キッズネット <https://kids.gakken.co.jp/himitsu/library-social001/>

*15 人気YouTuberによる年金クイズ動画 <https://www.youtube.com/watch?v=KrKPt05Jsvk>

また、日本年金機構では、年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、自治体、地域の関係団体、年金委員と連携し、地域、企業、教育の場などにおいて、年金制度説明会や年金セミナー等を実施し、地域に根ざした周知・啓発活動に取り組んでいる。



「年金のひみつ」学研キッズネット



人気YouTuberによる年金クイズ動画

4 「年金の日」について

厚生労働省と日本年金機構では、2014（平成26）年から「11月30日」（「いいみらい」の語呂合わせ）を「年金の日」と定め、その趣旨に賛同いただいた団体等と協働した取組みにより、「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかけている。また、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、様々な普及・啓発活動を行っている。